

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により花巻市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成18年9月19日

県南広域振興局長 酒井俊巳

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー花巻店 花巻市南城10番
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社サンデー
- 3 花巻市から聴取した意見の概要

(1) 防災・防犯対策への協力

店員等による監視を十分に行い、防犯に努められたい。

(2) 騒音の発生に係る事項

騒音発生装置の使用にあたっての騒音には十分配慮されたい。

(3) 廃棄物に係る事項等

ア 廃棄物の適正処理及びリサイクル化に努められたい。

イ 廃棄物の保管にあたっては、飛散・流出等することのないよう対策をされたい。

備考 本公告に係る花巻市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間県南広域振興局経営企画部及び花巻市役所に備えておいて縦覧に供する。